平成２１年（フ）第２２４号
群馬県太田市大原町86番地47
債務者　曾我　真澄
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２３２号
群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬6030番地の２
債務者　松本四一郎
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１９３号
岐阜県海津市平田町幡長200番地　平田コーポラスＡ棟202号
債務者　梶田　幸春
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
岐阜県揖斐郡池田町六之井423番地の３
債務者　丸井二三夫
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
岐阜県揖斐郡池田町六之井423番地の３
債務者　丸井　尚子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
岐阜県大垣市恵比寿町北８丁目３番地　ウサミアパートメント301号室
債務者　髙橋　精美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１５８８号
愛知県東海市名和町向イ１番地　６棟203号
債務者　苫原美由紀
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８９号
愛知県知多市にしの台２丁目2410番地の３
債務者　上坂眞知子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５９０号
愛知県東海市名和町切戸19番地の１　グランドール名和504号
債務者　域田　博文
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１２４号
名古屋市西区あし原町126番地　此花運輸あし原寮411号
債務者　辰宮　雪敏
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４５１号
愛知県小牧市大字北外山1045番地１
債務者　前田　静雄
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４５２号
愛知県小牧市大字北外山1045番地１
債務者　前田　照美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４５３号
愛知県小牧市大字北外山1045番地１
債務者　前田　優子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８０１号
名古屋市熱田区伝馬１丁目５番18号　アーバンM308号
債務者　髙橋　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８９０号
愛知県豊明市三崎町中ノ坪24番地16
債務者　東　　俊幸
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９１６号
名古屋市天白区大根町75番地　おおね荘６棟505号
債務者　田村カヨ子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５号
滋賀県長浜市加田町1405番地　２―308
債務者　神崎　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
滋賀県長浜市神照町943番地３　ＭＡＳＴＣＯＵＲＴ神照107号室
債務者　上原　慎一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係